

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年10月15日
【四半期会計期間】	第21期第1四半期（自平成20年6月1日至平成20年8月31日）
【会社名】	日本エンタープライズ株式会社
【英訳名】	Nihon Enterprise Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植田 勝典
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号
【電話番号】	(03)5774-5730
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 田中 勝
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号
【電話番号】	(03)5774-5730
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 田中 勝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 第1四半期連結累計(会計)期間	第20期
会計期間	自平成20年6月1日 至平成20年8月31日	自平成19年6月1日 至平成20年5月31日
売上高(千円)	676,150	3,123,558
経常利益(千円)	134,760	578,423
四半期(当期)純利益(千円)	76,833	272,644
純資産額(千円)	2,688,501	2,700,600
総資産額(千円)	3,025,840	3,108,717
1株当たり純資産額(円)	7,124.34	7,157.27
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	203.80	723.73
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	721.66
自己資本比率(%)	88.8	86.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	35,777	382,934
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	386,916	779,589
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	52,982	119,558
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	911,767	1,315,119
従業員数(人)	157	160

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第21期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間（自平成20年6月1日至平成20年8月31日）において、当社グループ（当社及び関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

主要な関係会社の異動として、平成20年7月1日に新設分割により、当社のレーベルビジネス部が行っていた「@LOUNGE RECORDS」を軸としたモバイルコンテンツやCD制作・販売等の事業を承継するアットザラウンジ株式会社を設立しました。この結果、当第1四半期末（平成20年8月31日）において、当社の関係会社は、連結子会社5社、並びに非連結子会社2社、持分法適用関連会社1社となりました。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、新設分割により以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) アットザラウンジ(株)	東京都渋谷区	45,000	モバイルコンテンツ事業	100.0	コンテンツサービス等 役員の兼任等・・・有

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年8月31日現在

従業員数(人)	157 (37)
---------	----------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、( )は外書きで、臨時従業員であります。

2. 臨時従業員者数は、アルバイト・派遣社員の当第1四半期連結会計期間の期中平均人員（ただし、1日勤務時間7時間15分換算による）であります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年8月31日現在

従業員数(人)	72 (35)
---------	---------

(注) 1. 従業員数は就業人員（子会社等への出向社員4名は含んでおりません。）であり、( )は外書きで、臨時従業員であります。

2. 臨時従業員者数は、アルバイト・派遣社員の当第1四半期会計期間の期中平均人員（ただし、1日勤務時間7時間15分換算による）であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループは、携帯電話及びPHS等利用者にコンテンツを開発し提供する事業を主体としており、生産設備を保有していないため生産実績の記載はしていません。

#### (2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間の仕入実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別の名称		当第1四半期連結会計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)
		仕入実績 (千円)
モバイルコンテンツ事業	コンテンツサービス	51,876
	ソリューション	11,919
合計		63,795

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の仕入実績は、情報等使用料及び商品仕入であります。

3. 情報等使用料とは、当社グループが配信する画像、ゲーム、音楽著作物及びソフトウェアの権利保持者及び代理人に支払う料金であります。

#### (3) 受注状況

当第1四半期連結会計期間の受注状況を示すと、次のとおりであります。

事業の種類	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	
	受注高(千円)	受注残高(千円)
ソリューション	320,636	36,500
合計	320,636	36,500

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の他、人材派遣業として786千円受注高があります。

#### (4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別の名称		当第1四半期連結会計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)
		販売高(千円)
モバイルコンテンツ事業	コンテンツサービス	354,726
	ソリューション	321,423
合計		676,150

(注) 1. 当第1四半期連結会計期間における主な販売先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
KDDI株式会社	215,617	31.9
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	105,433	15.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成20年6月27日開催の取締役会の決議に基づき、平成20年7月1日をもって、当社のレーベルビジネス部の事業を簡易分割の方法による新設分割により、当社100%子会社の新会社「アットザラウンジ株式会社」に承継させる会社分割を行いました。

会社分割の概要は次のとおりであります。

### 1. 会社分割の目的

当社のレーベルビジネス部は、「@LOUNG RECORDS」を軸としたモバイルコンテンツやCD制作・販売等を行っております。

本分割は、当社が今後主力事業として推進していく@LOUNGE RECORDSに関する事業部門を新設会社として分社化するものです。

今回の分社化により、LOUNGE事業に特化し、ブランドをお客様へ強くアピールするとともに、事業の専門性・独自性から売上・利益の極大化を進め、かつ経営責任の明確化と意思決定の迅速化により機動的な事業展開を可能にさせ、当社グループの重要な事業として一層の競争力強化と自律的な成長を目指すものであります。

### 2. 会社分割の方法

当社を分割会社とし、新たに設立したアットザラウンジ株式会社を承継会社とする新設分割方式。

### 3. 分割期日

平成20年7月1日

### 4. 分割に際して発行する株式及び割当

アットザラウンジ株式会社は、本分割に際して普通株式900株を発行し、そのすべてを当社に割当てる。

### 5. 割当株式数の算定根拠等

新設会社が本新設分割に際して発行する株式は、すべて当社に交付されることから新設分割会社の資本金の額を考慮して決定いたしました。

### 6. 分割する@LOUNGE RECORDSに関する事業の経営成績

	平成20年5月期 (千円)
売上高	89,141

### 7. 分割する資産、負債の状況(平成20年6月30日現在)

資産	金額(千円)	負債	金額(千円)
流動資産	43,402	流動負債	4,066
固定資産	5,664		
合計	49,066	合計	4,066

### 8. アットザラウンジ株式会社の概要

代表者 取締役社長 加藤 照

住 所 東京都渋谷区渋谷1-17-8

資本金 45,000千円(平成20年8月31日現在)

事業内容 「@LOUNGE RECORDS」ブランドのモバイルコンテンツ事業及び音楽ソリューション事業、CD制作・販売事業

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるモバイルコンテンツを取り巻く環境は、携帯電話の契約数が、平成20年8月末で1億442万台（前年同月末比5.6%増）と微増トレンドの中、第三代携帯電話端末の契約数については9,268万台（前年同月末比19.1%増）と引き続き大きく伸びており、現在普及している携帯端末の主流（携帯電話加入台数の88.8%）となっていることが伺えます。「社団法人電気通信事業者協会」発表

これらの状況において、当社グループといたしましては、高機能で付加価値の高いサービスの開発・提供及び新しい事業モデルの構築を推進し、より安定した企業基盤の確立と事業拡大に向けた一層の企業努力を重ねてまいりました。

その結果、当第1四半期連結会計期間における業績は、ソリューションにおいて、企業における携帯電話を活用したビジネス展開の拡大を背景に増加基調で推移する一方、コンテンツサービスにおいて、主力サイトの会員が減少し、新たなサイトの会員が伸び悩んだことから、売上高は6億76百万円となりました。利益面では、制作コスト等売上原価の継続的削減に努めたほか、広告宣伝費をはじめとした販売費及び一般管理費の削減により、営業利益は1億28百万円、経常利益は1億34百万円、四半期純利益は76百万円となりました。

事業の種類別の状況につきましては、次のとおりであります。

#### <国内>

コンテンツサービスにおきましては、配信するコンテンツを自社制作することで、「提供コンテンツの権利を自社で保有」する当社独自のビジネスモデルを基本方針として取り組んでおります。

当第1四半期連結会計期間におきましては、引き続き競争激化で主力サイトの会員数が減少する中、以下の施策を行いました。

音楽分野では、成熟カテゴリとなった「着うたサイト」において、お客様のニーズを改めて探り、魅力的な特典の付与や季節に応じたコンテンツ作り等、顧客満足度の向上を行ってまいりました。また、新たな主力サービスと目論む「着うたフルサイト」については、「@LOUNGE RECORDS」ブランドを強化すべく分社化し、拡販を目指しております。

画像・ツール分野では、「デコレーションメールサイト」において、集客力を高めるため、お客様参加型のキャラクター育成に注力してまいりました。

ゲーム分野では、流行とニーズを捉えて「女性向けゲーム（乙女ゲーム）サイト」「男性向けゲーム（美少女ゲーム）サイト」を展開してまいりました。

ソリューションにおきましては、自社制作によるビジネスモデルを活かし、自社の蓄積されたコンテンツを企業や他のコンテンツプロバイダへ提供する「コンテンツ二次利用」など、当社コンテンツサービスから派生したソリューションを進めてまいりました。特に、当社コンテンツを利用した「物販」となる「CD販売事業」は、「@LOUNGE RECORDS」ブランドによる総合音楽ソリューション事業を目論み、分社化いたしました。

さらに、企業における携帯電話を活用したビジネス展開の拡大を背景に、企業向けソリューション（モバイルサイト構築・運用業務、ユーザーサポート業務、デバッグ業務、サーバ保守管理業務等）を積極的に展開してまいりました。

#### <海外>

海外におきましては、引き続き中国にてモバイルコンテンツ事業及び教育事業等を推進してまいりました。

中国におけるIVRを中心としたSMS・WAP・Java等のコンテンツ配信を続け、引き続き来る第三世代の携帯電話向けのサービス開始に向けた準備を進めてまいりました。

また、電子書籍をはじめとした日本向けコンテンツ制作を積極的に展開するとともに、中国国内向けのFlashアニメ・ゲームの制作案件の獲得にも注力してまいりました。

その他、デジタルコンテンツ制作者の養成や中国の教育機関と連携した教育プロジェクト等を推進してまいりました。

#### (2)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、税金等調整前四半期純利益1億35百万円が計上されたものの、長期性預金への預入3億50百万円、法人税等の支払額1億40百万円、配当金の支払額52百万円等により前連結会計年度に比べて4億3百万円減少し9億11百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な増減要因は、次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は35百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益1億35百万円、売上債権の減少額36百万円、仕入債務の減少額12百万円及び法人税等の支払額1億40百万円等が発生したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は3億86百万円となりました。これは主に長期性預金への預入3億50百万円、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出23百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は52百万円となりました。これは配当金の支払によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の売却計画は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の内容	設備の内容	第1四半期末帳 簿価額(千円)	売却予定年月
				建物	
子会社 因特瑞思(北 京)信息科技有 限公司	中華人民共和国 北京市	ソリューション	事務所	66,021	平成20年10月

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,478,000
計	1,478,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年10月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	377,000	377,000	東京証券取引所 市場第二部	-
計	377,000	377,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年8月22日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	80
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,600(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,900(注)3
新株予約権の行使期間	平成17年9月8日から 平成20年9月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,900 資本組入額 4,450
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役並びに従業員であることを要する。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。 その他の条件については、第15回定時株主総会及び平成15年9月8日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当に関する契約」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

平成16年8月20日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,020(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,950(注)3
新株予約権の行使期間	平成18年9月8日から 平成21年9月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,950 資本組入額 6,475
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、顧問並びに従業員であることを要す。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。 その他の条件については、第16回定時株主総会及び平成16年9月8日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当に関する契約」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

平成17年8月26日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	330
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	660(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	66,036(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年9月12日から 平成22年9月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 66,036 資本組入額 33,018
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、顧問、コンサルタント並びに従業員であることを要す。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。 その他の条件については、第17回定時株主総会及び平成17年9月12日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当に関する契約」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じておりません。
2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数の調整をすることができるものとする。

3. 新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に(注)2に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により払い込み金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に当社が株主割当として時価を下回る価額で株式を発行する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の消却事由及び条件

当社株主総会において、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、あるいは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者は対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、対象者が本新株予約権の全部または一部を放棄した場合には当該新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きに関しては新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。

5. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、本新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させることができる。

承継された新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払込むべき額(権利行使価額)

株式交換又は株式移転の比率を応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換又は株式移転に際して当社取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年10月18日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	292
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	292(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	23,309(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年11月8日から 平成23年11月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 23,309 資本組入額 11,655
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、顧問、コンサルタント並びに従業員であることを要す。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。 その他の権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権の目的となる株式数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じておりません。

2. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社が当社株式につき株式の分割(無償割当を含む。)又は株式の併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 割当日以降、当社が当社普通株式につき株式の分割(無償割当を含む。)又は株式の併合を行う場合、分割又は併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で当社普通株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合、次の算式により1株当たり行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり行使価額} = \text{調整前1株当たり行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、割当日以降、当社が合併または、会社分割等を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由で生じたときは、合併又は会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、

（注）3に定められる1株当たり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。

その他新株予約権の行使の条件

残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

新株予約権は、新株予約権者が、「新株予約権の行使の条件」に記載する規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合並びに対象者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者が保有する全ての新株予約権（一部の放棄の場合には当該新株予約権）を無償で取得することができる。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
平成20年6月1日～ 平成20年8月31日	-	377,000	-	595,990	-	473,942

## (5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ  
ん。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載す  
ることができないことから、直前の基準日(平成20年5月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成20年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 377,000	377,000	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	377,000	-	-
総株主の議決権	-	377,000	-

## 【自己株式等】

平成20年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## 2 【株価の推移】

## 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年6月	7月	8月
最高(円)	10,400	9,400	6,430
最低(円)	9,010	6,080	4,940

(注) 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	931,767	1,335,119
受取手形及び売掛金	387,590	422,000
商品及び製品	2,179	1,853
仕掛品	1,927	4,356
原材料及び貯蔵品	612	537
その他	88,081	85,795
貸倒引当金	2,800	2,800
流動資産合計	1,409,359	1,846,864
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	148,215	135,406
土地	12,400	12,400
その他(純額)	16,843	16,580
有形固定資産合計	177,458	164,387
無形固定資産		
のれん	12,321	13,641
ソフトウェア	54,328	42,975
無形固定資産合計	66,649	56,617
投資その他の資産		
投資有価証券	162,728	211,938
長期性預金	1,100,000	750,000
その他	141,042	111,809
貸倒引当金	31,398	32,898
投資その他の資産合計	1,372,372	1,040,848
固定資産合計	1,616,480	1,261,853
資産合計	3,025,840	3,108,717
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	113,061	125,359
未払法人税等	50,127	155,345
賞与引当金	16,582	10,909
役員賞与引当金	3,300	14,670
その他	153,876	99,571
流動負債合計	336,948	405,856
固定負債		
その他	390	2,260
固定負債合計	390	2,260
負債合計	337,338	408,116

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年5月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	595,990	595,990
資本剰余金	473,942	473,942
利益剰余金	1,565,387	1,563,953
株主資本合計	2,635,320	2,633,886
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,466	46,965
為替換算調整勘定	32,089	17,438
評価・換算差額等合計	50,555	64,404
新株予約権	2,625	2,309
純資産合計	2,688,501	2,700,600
負債純資産合計	3,025,840	3,108,717

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書 】  
【 第 1 四半期連結累計期間 】

( 単位 : 千円 )

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 6 月 1 日 至 平成20年 8 月31日)
売上高	676,150
売上原価	248,821
売上総利益	427,328
販売費及び一般管理費	299,066
営業利益	128,261
営業外収益	
受取利息	3,468
受取配当金	1,455
受取賃貸料	2,104
その他	675
営業外収益合計	7,703
営業外費用	
持分法による投資損失	609
為替差損	292
その他	302
営業外費用合計	1,204
経常利益	134,760
特別利益	
貸倒引当金戻入額	1,500
特別利益合計	1,500
特別損失	
固定資産除却損	1,174
特別損失合計	1,174
税金等調整前四半期純利益	135,086
法人税、住民税及び事業税	42,192
法人税等調整額	16,060
法人税等合計	58,252
四半期純利益	76,833

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間  
(自平成20年6月1日  
至平成20年8月31日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	135,086
減価償却費	9,499
固定資産除却損	1,174
のれん償却額	1,320
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,500
賞与引当金の増減額(は減少)	5,673
役員賞与引当金の増減額(は減少)	11,370
受取利息及び受取配当金	4,924
持分法による投資損益(は益)	609
売上債権の増減額(は増加)	36,024
仕入債務の増減額(は減少)	12,383
その他	10,121
小計	169,331
利息及び配当金の受取額	7,359
法人税等の支払額	140,912
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>35,777</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期性預金預入による支出	350,000
有形固定資産の取得による支出	7,370
無形固定資産の取得による支出	16,163
貸付けによる支出	500
貸付金の回収による収入	1,541
その他	14,423
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>386,916</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
配当金の支払額	52,982
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>52,982</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	769
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	403,351
現金及び現金同等物の期首残高	1,315,119
現金及び現金同等物の四半期末残高	911,767

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)</p>
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、新たにアットザラウンジ株式会社を設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 5社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が、平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p> <p>(3) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年8月31日)	前連結会計年度末 (平成20年5月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、82,661千円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、88,358千円であります。

## (四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	107,424千円
賞与引当金繰入額	5,035
役員賞与引当金繰入額	3,300

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年8月31日現在)	
(千円)	
現金及び預金勘定	931,767
預入期間が3か月を超える定期預金	20,000
現金及び現金同等物	<u>911,767</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年8月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 377,000株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 2,625千円

なお、当第1四半期連結会計期間末において権利行使期間の初日が到来していない新株予約権は、次の通りであります。

	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	取締役 6名 子会社取締役 2名 監査役 3名 従業員 20名 顧問 1名 コンサルタント1名
ストック・オプション数(注)	普通株式353株
付与日	平成18年11月8日
権利確定条件	付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成20年11月8日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2年間(自平成18年11月8日至平成20年11月7日)
権利行使期間	自平成20年11月8日至平成23年11月7日 ただし、権利確定後退職した場合は行使できない。
当第1四半期連結会計期間末残高	2,625千円

(注) 株式数に換算して記載しております。

## 4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年8月27日 定時株主総会	普通株式	75,400	200	平成20年5月31日	平成20年8月28日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)

モバイルコンテンツ事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

記載すべき事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

記載すべき事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)

共通支配下の取引等

1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社のレーベルビジネス部のモバイルコンテンツ及びソリューション事業

事業の内容 「@ LOUNGE RECORDS」ブランドのモバイルコンテンツ事業及び音楽ソリューション事業、CD制作・販売事業

(2) 企業結合の法的形式

当社を分割会社、アットザラウンジ株式会社(当社の連結子会社)を新設会社とする新設分割

(3) 結合後企業の名称

アットザラウンジ株式会社(当社の連結子会社)

(4) 取引の目的を含む取引の概要

本分割は、当社が今後主力事業として推進していく「@ LOUNGE RECORDS」に関する事業部門を新設会社として分社化するものです。

今回の分社化により、LOUNGE事業に特化し、ブランドをお客様へ強くアピールするとともに、事業の専門性・独自性から売上・利益の極大化を進め、かつ経営責任の明確化と意思決定の迅速化により起動的な事業展開を可能にさせ、当社グループの重要な事業として一層の競争力と自律的な成長を目指すものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年8月31日)	前連結会計年度末 (平成20年5月31日)
1株当たり純資産額 7,124.34円	1株当たり純資産額 7,157.27円

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額 203.80円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)
四半期純利益(千円)	76,833
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	76,833
期中平均株式数(株)	377,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

記載すべき事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年10月15日

日本エンタープライズ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 星野 正司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 甘楽 真明 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 横内 龍也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本エンタープライズ株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本エンタープライズ株式会社及び連結子会社の平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。